

酒類販売業者に対する措置

- 販売場が被災したことにより、一時的に酒類の販売業を他の場所において行う場合
 - ・ 他の場所で酒類の販売を継続しようとする場合については期限付免許を付与することとします。その際の免許申請に係る添付書類は「酒類販売場の所在地を明らかにすることのできる書類」があれば足りることとし、その他の添付書類の提出時期は、被災状況等に応じて弾力的に取り扱うこととします。ただし、当該販売場に全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許が付与されているときは、原則として同一卸売販売地域内での期限付免許の付与に限るものとします。
 - ・ 期限付免許を付与した販売場において酒類販売管理者を選任した場合に、変更がないときは「酒類販売管理者選任（解任）届出書」の提出を不要とします。
- 販売場が被災したことにより、酒類の販売業を他の場所において行おうとする場合
原則として移転を許可することとします。その際の移転許可申請に係る添付書類は「移転後の酒類販売場の所在地を明らかにすることのできる書類」があれば足りることとし、その他の添付書類の提出時期は、被災状況等に応じて弾力的に取り扱うこととします。ただし、当該販売場に全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許が付与されており、移転先が卸売販売地域をまたがる場合には、移転先の卸売販売地域に免許可能件数の残数がある場合に限りま。
- 酒類小売業者や酒類販売管理者が被災したことにより酒類販売管理研修の受講が困難である場合
被災状況等に応じて受講時期を弾力的に取り扱うこととします。
- 酒類小売業者が被災したことにより又は酒類販売管理研修実施団体の事務所等が被災し近隣で酒類販売管理研修が実施されないことにより、「酒類販売管理研修選任（解任）届出書」の提出が困難である場合
被災状況等に応じて提出時期を弾力的に取り扱うこととします。

その他

- 被災したことにより酒類の製造又は販売を休止している期間は、免許取消しの判定上、休止期間としては取り扱わないこととします。
- 「酒類の販売数量等報告書」のほか、各種報告書、申告書、届出書の記載方法、提出時期を、被災状況等に応じて弾力的に取り扱うこととします。なお、「酒類の販売数量等報告書」については、帳簿書類が滅失したことにより数量等の把握が困難な場合に、前年度実績等に基づいて当該数量を推計することを認めることとします。
- 酒類業組合の事務所が被災したこと等により通常総会が定められた時期までに開催できない場合には、酒類業組合法第101条第10号に規定する罰則を適用しないものとします。
- 酒類販売管理研修実施団体の事務所が被災したこと等により酒類販売管理研修の実施が困難な場合は、研修実施団体の指定取消しの判定上、正当な理由があるものとして取り扱うこととします。

※ 具体的な取扱いやご不明点については、販売場の所在地を所轄する税務署を担当する税務署（酒類指導官設置署）にご相談ください（酒類指導官設置署については、国税庁ホームページの「お酒に関する情報」の「[酒税やお酒の免許についての相談](#)」をご覧ください。）。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [災害関連情報](#) / [令和6年能登半島地震に関するお知らせ](#)
/ [令和6年能登半島地震により被害を受けた酒類業者の皆様へ](#) / [免許等の手続に関する弾力的な措置について](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)